

平成 23 年度第 3 次補正予算及び復興財源の基本的方針

〔平成 23 年 10 月 7 日
閣 議 決 定〕

I. 平成 23 年度第 3 次補正予算について

1. 平成 23 年度第 3 次補正予算については、総額概ね 12 兆円程度の歳出の追加を行う。このうち、東日本大震災関係経費（年金臨時財源の補てんのための経費を除く）は、概ね 9 兆円程度となる。
 - (1) 具体的には、東日本大震災からの本格的な復興に資するため、復興対策等事業費、災害関連融資関係経費、全国防災対策費、除染等経費、地方交付税の加算、年金臨時財源の補てんのための経費について、東日本大震災関係経費として概ね 11 兆円台半ばの金額を計上する。

これらの歳出を賄うため、復興財源となる歳出削減等を図るほか、復興債を発行する。
 - (2) その他の経費として、台風第 12 号等に係る災害復旧等事業費等について 0.3 兆円程度の金額を計上し、これらの歳出を賄うため、税外収入の確保及び東日本大震災復旧・復興予備費の減額を行う。
 - (3) 更に、B 型肝炎関係経費として、特定 B 型肝炎ウイルス感染者給付金等支給基金（仮称）の造成のための経費について 0.05 兆円程度の金額を計上し、これを賄うため、税外収入の確保等を行う。
2. 一般会計のほか、交付税及び譲与税配付金特別会計、エネルギー対策特別会計、社会資本整備事業特別会計などの特別会計予算について所要の補正を行うとともに、政府関係機関予算について所要の補正を行う。
3. 財政投融资計画については、株式会社日本政策金融公庫等に対し、1.3 兆円程度を追加する。

II. 平成 23 年度第 3 次補正予算の財源を含む今後の復興財源について

1. 政府は、日本郵政株式の売却をはじめとする税外収入等による財源確保に努め、財源確保額が確定した場合には、それ以降の時点における復興の財源フレームの見直しの際に、その財源確保額を織り込むこととする。
仮に、財源確保額が、復興の財源フレームに見直しによる事業規模の増加額よりも多い場合には、時限的な税制措置を減額する。
2. 集中復興期間中の復旧・復興対策の事業規模とその財源（復興の財源フレーム）については、「復興の基本方針」に沿って、一定期間経過後、事業の進捗等を踏まえて見直しを行う。
3. 5 年間の集中復興期間における残り 13 兆円程度財源確保については、歳出削減及び税外収入による財源確保額が 5 兆円程度であることを前提に時限的な税制措置を講じる。
4. なお、10 年間トータルの税外収入等は段階を経て 7 兆円になり、結果として、増税額は 9.2 兆円になる。そのため、
 - (1) JT 株式会社についてはたばこ関連産業への政府の関与のあり方を勘案の上政府保有義務の見直しを検討、
 - (2) エネルギー対策特別会計の保有株式についてはエネルギー政策の観点を踏まえつつ保有のあり方を検討することにより、売却可能となった政府保有株式をできる限り速やかに売却することとする。
5. また、
 - (1) 日本郵政株式会社について、郵政改革関連法案の早期成立を図り、成立後の日本郵政株式会社の経営状況等を勘案しつつ、できる限り速やかに売却する
 - (2) 上記の結果得られる日本郵政株式の売却収入金については、今後 10 年間の基本として、復興債の償還財源に充てることにより、さらに時限的な税制措置の減額に努めることとする。
6. 上記 1.、2.、4.、及び 5. については、与野党協議を前提に、復興財源の確保に関する法律（仮称）に規定する。

7. 上記1. 及び4. については、今後10年間を基本としつつ、財源確保額については、2兆円程度を想定し、時限的な税制措置を講じる。